

公的研究費等にかかる管理・監査実施基準

公益財団法人 がん研究会

公的研究費等にかかる管理・監査実施基準

1. 目的

本管理・監査実施基準は、公益財団法人がん研究会（以下「本会」という。）における公的研究費及び公的研究費に準ずる研究費（以下「公的研究費等」という。）について、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（以下「ガイドライン」という。）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）に基づき、適正に管理・監査することを目的とする。

2. 対象範囲

①公的研究費

・国や地方公共団体又は独立行政法人などの公的機関等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金で、採択された研究事業を遂行するための研究費をいう。

なお競争的資金とは、政府の第三期科学技術基本計画において「資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金」と定義された資金をいう。

②公的研究費に準ずる研究費

・民間財団団体及び民間企業から配分される補助金、研究助成金、委託研究費、共同研究費、奨学寄付金のうち、公的研究費と同等又は準じた取扱いが求められている研究費をいう。

3. 公的研究費等の管理及び経理業務

①公的研究費等を交付された研究者は、ガイドラインで定義される最高管理責任者である本会理事長にその管理及び経理業務を委任すること。本会において、公的研究費等を研究者自身が個人で管理及び経理業務をすることは禁止する。

②最高管理責任者である理事長は、委任された公的研究費等の管理及び経理業務について最終責任を負うものとする。

③委任された公的研究費等の管理及び経理業務については、ガイドラインで定義される統括管理責任者である研究本部長が統括し、本会定款及び経営本部規程に基づき、経営本部研究推進支援部研究管理課（以下「研究管理課」という）にて実施する。

④統括管理責任者である研究本部長は、最高管理責任者である理事長を補佐し、公的研究費等の管理及び経理業務について実質的な責任を負うものとする。

⑤本会における公的研究費等にかかる事務処理基準及び事務処理手続きについては、別に定める「公的研究費等事務取扱要領」に基づくものとする。

4. 公的研究費等に関する監査

①監査基準

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）に基づき、本会における公的研究費等にかかる監査を以下のとおり実施する。

A. 内部監査

・本会監査室が毎年度実施。

- ・ 監査対象は内部監査を実施する年度の前年度に交付を受けた公的研究費等。
- ・ 監査対象とする件数は監査室の指示により決定する。

B. 外部監査

- ・ 公認会計士が2年毎に実施。
- ・ 監査対象は監査を実施する年度の前々年度及び前年度に交付を受けた公的研究費等。
- ・ 監査対象とする件数は監査を担当する公認会計士の指示により決定する。

②監査結果について

- ・ 内部監査並びに外部監査の実施記録については、統括管理責任者である研究本部長宛に報告書として提出する。
- ・ 内部監査並びに外部監査により改善指摘を受けた事項については、当該研究者は速やかに改善計画等を作成の上、統括管理責任者である研究本部長に提出する。
- ・ 統括管理責任者である研究本部長は、監査結果に基づき具体的な対策を策定実施し、実施状況を最高管理責任者である理事長に報告する。

5. その他

本管理・監査実施基準の改廃は経営会議の承認を得て行う。また、本管理・監査実施基準の管理は研究本部研究管理部が所管する。

平成19年11月15日 制定

平成23年7月1日 改正

平成24年9月1日 改正

附則

名称を「公的研究費の事務取扱基準」から「公的研究費等に係る管理・監査実施基準」に変更し改正。

令和2年4月1日より施行。